平成２９年（フ）第６７号
北海道北見市川東362番地１　北見老人ホーム、前住所北海道網走郡美幌町字鳥里４丁目５番地の31
債務者　但木　久六
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
北海道北見市西三輪４丁目724番地10
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
埼玉県越谷市蒲生寿町４番29号　第二寿ハイツ101
債務者　金丸　雄二
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５１９号
埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ａ－519
債務者　新井　有子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
神奈川県座間市西栗原２丁目14番10号　ロイヤル石川Ａ－306号
債務者　川村　千才
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３０３号
相模原市中央区並木１丁目３番22号
債務者　島田　芙美
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３１４号
相模原市緑区橋本台１丁目33番２－713号
債務者　高橋　政裕
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３２８号
相模原市中央区下九沢745番地２　県公社団地16－1616
債務者　上田あゆみ
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４２号
相模原市中央区田名2135番地２
債務者　上村　浩一
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４３号
相模原市南区上鶴間本町４丁目１番13号　渋谷ヴィラ304
債務者　常盤　寿功
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３４９号
相模原市緑区二本松３丁目18番４号　ハイツラフェール203号
債務者　長堂　浩太
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３５０号
神奈川県座間市座間１丁目3347番地の３　リゾンフルール502号
債務者　蔵部　祐典
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３０７８号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目５番１－711号
債務者　樋口奈津美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６３７号
大阪市住之江区北島１丁目９番８－404号
債務者　谷口　一仁
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７５２号
大阪市住吉区遠里小野１丁目９番２号　アビコハイツ　405号
債務者　居酒屋さざえこと　井口　　栄
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4866番地16
債務者　河野　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町139番地98、住民票上の住所栃木県下野市下古山2935番地10
債務者　河又　明音
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係